平成２１年（フ）第１１３５６号
東京都大田区大森北６丁目13―１―501
債務者　塩田琇蘭こと　陸　　琇蘭
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３５８号
神奈川県横須賀市岩戸１丁目２－５　倉田コーポ２Ｆ
債務者　門　　健一
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３６０号
東京都練馬区西大泉５丁目23―24　田島方
債務者　中野美枝子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３６１号
東京都板橋区坂下３丁目９―13―1003
債務者　花房　啓子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７４号
千葉県千葉市緑区古市場町474―181―205
債務者　神田　和佳
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７６号
千葉県市川市相之川３丁目15―10―211
債務者　二階堂秀子
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３７８号
東京都墨田区文花２丁目２―14―401
債務者　腰川　忠司
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３号
島根県江津市松川町下河戸95番地
債務者　太田　雅志
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月26日午前11時
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第３３０号
岡山県赤磐市桜が丘西10丁目27番５号、前住所岡山県赤磐市桜が丘西10丁目29番３号
債務者　神保眞知子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４号
岡山県瀬戸内市長船町西須恵2522番地２
債務者　重康由紀子
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４１１号
岡山県岡山市北区十日市西町８番55号ネオピアザ203号
債務者　畦﨑百合子（旧姓田邊・涌田）
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４３９号
岡山県備前市穂浪3512番地
債務者　籬　　丈廣
1　決定年月日時　平成21年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８７号
長崎県佐世保市船越町400番地22
債務者　長井　賢治
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第８８号
長崎県佐世保市船越町400番地22
債務者　長井　郁子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年７月31日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
長崎県佐世保市世知原町笥瀬671番地８、旧住所大分市大字荏隈1220番地の17レオパレスナカス106
債務者　吉良　美幸
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係